

華誠の知的財産権ニュースレター



2021年03月 第四十七期

目次

商標

商標評審案件審理状況月例報告(2021年第2期)	2
一、商標評審案件の書類受領作業状況(2021.1～2021.2)	2
二、商標評審案件の審理作業状況(2021.1.16～2021.2.15)	2
三、審判結果のデータ統計(カテゴリ別統計)	2
四、商標評審案件の行政不服審査作業状況(2021.1.16～2021.2.15)	2
五、商標評審案件の行政訴訟作業状況(2021.1.16～2021.2.15)	3

知的財産権

最高人民法院が知的財産権の懲罰的賠償司法解釈を公布	3
最高人民法院の知的財産権法廷が2020年度報告書を公表	3
WIPOが2020年の各種データを発表 中国は国際特許と商標出願件数で上位にランクイン	4



公式サイト：www.watsonband.com

Eメール：mailip@watsonband.com | mail@watsonband.com

商 標

商標評審案件審理状況月例報告 (2021 年第 2 期)

一、商標評審案件の書類受領作業状況 (2021. 1 ~ 2021. 2)

案件タイプ		件数	前年同期比増
各種評審案件の請求	拒絶査定不服審判請求	60515	20.03%
	当事者双方に係る複雑な案件の請求	14050	48.99%
	合計	74565	24.60%

二、商標評審案件の審理作業状況 (2021. 1. 16 ~ 2021. 2. 15)

案件タイプ		件数	前年同期比増
審理・文書発行済みの各種評審案件	文書発行済みの拒絶査定不服審判案件	22953	176.34%
	文書発行済みの複雑な案件	6278	463.55%
合計		29231	210.31%

三、審判結果のデータ統計 (カテゴリ別統計)

案件タイプ	拒絶査定不服審判			無効審判			取消不服審判			登録不許可不服審判		
	全部拒絶	一部拒絶	方式審査	全部無効	一部無効	有効	全部取消	一部取消	取消不許可	登録不許可	一部登録不許可	登録許可
案件の結果												
件数 (件)	15187	2115	5651	2942	584	1457	463	363	187	195	47	39
比率 (%)	66.17	9.21	24.62	59.04	11.72	29.24	45.71	35.83	18.46	69.40	16.73	13.88

四、商標評審案件の行政不服審査作業状況 (2021. 1. 16 ~ 2021. 2. 15)

	件数 (件)	前年同期比増「↑」/減「↓」
行政不服審査請求受理件数	80	23.08% ↓
行政不服審査案件結審件数	118	195.00% ↑

商 標

五、商標評審案件の行政訴訟作業状況（2021. 1. 16 ～ 2021. 2. 15）

	件数（件）	前年同期比増「↑」 /減「↓」	前期比増「↑」 /減「↓」
第一審係争事件	1545	218.56% ↑	3.01% ↓
第二審係争事件	911	287.66% ↑	18.62% ↑
再審係争事件	99	4850.00% ↑	661.54% ↑

商標評審ウィーチャットプラットフォーム より

知的財産権

最高人民法院が知的財産権の懲罰的賠償司法解釈を公布

最近、最高人民法院は「最高人民法院による知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈」（以下、「解釈」という）を公布し、2021年3月3日から施行した。

「解釈」では知的財産権民事事件における懲罰的賠償の適用範囲、故意、情状が重大な場合の認定、計算基準額、倍数の確定などについて具体的な規定を行った。「解釈」の趣旨は、裁判基準の明確化を通じて、懲罰的賠償を正確に適用して重大な知的財産権侵害行為を処罰するよう各級の裁判所を指導することにある。「解釈」の公布は懲罰的賠償制度を実行するための重要な措置であり、人民法院が知的財産権の司法保護を全面的に強化するという決意をはっきりと示しており、科学技術イノベーションの法治環境の更なる最適化にとって重要な意義がある。

最高人民法院 より

最高人民法院の知的財産権法廷が 2020 年度報告書を公表

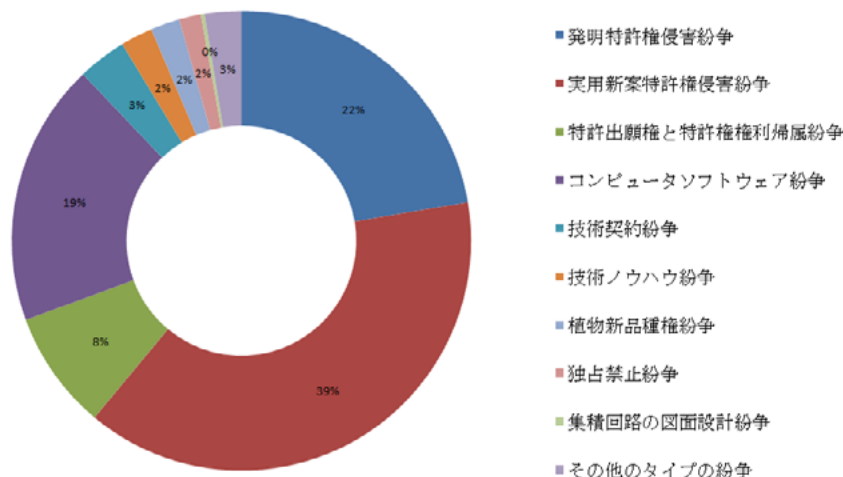
1. 事件の基本データの統計

	新受理			結審		
	2020年	2019年	前年同期 比増	2020年	2019年	前年同期 比増
技術系知的財産権事件	3176	1945	63%	2787	1433	95%
民事第二審実体的事件	1948	962	102%	670	241	178%
行政第二審実体的事件	1742	586	197%	494	140	248%

知的財産権

2. 事件タイプの統計

新たに受理した民事第二審実体的事件に係る紛争のタイプ及び件数



新たに受理した行政第二審実体的事件に係る紛争のタイプ及び件数

タイプ	件数	タイプ細分化	件数
行政特許授權・権利確認系	622	発明特許出願拒絶査定不服審判	226
		実用新案特許出願拒絶査定不服審判	18
		意匠特許出願拒絶査定不服審判	2
		発明特許権無効	175
		実用新案特許権無効	149
		意匠特許権無効	52
行政処理系	17	/	
その他のタイプ	31	/	

最高人民法院 より

WIPO が 2020 年の各種データを発表 中国は国際特許と商標出願件数で上位にランクイン

概覧

世界知的所有権機関 (WIPO) は 2021 年 3 月 2 日に 2020 年特許、商標と工業品の意匠の国際登録の成果を発表した。中国は依然として優れた業績を挙げ、国際特許と商標出願件数で上位にランクインした。

2020 年の商標の国際登録に関する世界知的所有権機関 (WIPO) のマドリッド制度を介した国際商標出願件数は 63,800 件で、0.6%減少した。これは 2008 ~ 2009 年の世界金融危機以来、初めての減少であった。

特に PCT で顕著に見られた、過去十年間にわたる世界知的所有権機関 (WIPO) の国際的知的財産権サービスの使用の増加は、世界の GDP 成長率を上回った。

知的財産権

国際特許システム

（「特許協力条約」-PCT）

世界の GDP が 3.5% 減少すると推測されているにもかかわらず、2020 年の PCT 出願件数は 4% の増加率を示し、275,900 件で過去最高記録を達成した。

中国（出願件数 68,720 件、前年比の成長率 16.1%）は世界知的所有権機関（WIPO）の PCT 制度の最大ユーザーとしての地位を維持し、これに米国（出願件数 59,230 件、+3%）、日本（出願件数 50,520 件、-4.1%）、韓国（出願件数 20,060 件、+5.2%）、ドイツ（出願 18,643 件、-3.7%）が続いた。

国際商標制度

（マドリッド制度）

2020 年に世界知的財産権機関（WIPO）のマドリッド制度を使用して最も多くの国際商標出願をしたのは米国を拠点とする出願人（10,005 件）であり、ドイツを拠点とする出願人（7,334 件）、中国（7,075 件）、フランス（3,716 件）、英国（3,679 件）が続いた。

上位 10 か国の中で、2020 年に二桁の成長率を示したのは中国（+16.4%）のみであった。英国（+5.1%）およびイタリア（+3.6%）もまた顕著な成長を示した。上位 10 か国以外では、韓国（+13.4%）、カナダ（+9.4%）、デンマーク（11.5%）が最も目覚ましい成長を示した。対照的に、フランス（-16.3%）およびトルコ（-15.4%）は著しい減少を示した。

国際意匠制度

（ハーグ制度）

大幅な減少があったにもかかわらず、ドイツは 3,666 件の意匠により国際意匠制度の最大ユーザーとしての地位を維持した。米国（意匠 2,211 件）は第 6 位から順位を上げ、2020 年には 2 番目に大きいハーグ制度のユーザーとなった。スイス（意匠 1,994 件）、韓国（意匠 1,669 件）、イタリア（意匠 1,231 件）がそれぞれ第 3 位、第 4 位、第 5 位にランクインした。2020 年は、上位 10 か国の中で米国（+62.7%）、トルコ（+34.7%）、中国（+22.7%）の 3 か国のみが成長を示した。

世界知的所有権機関 より